

資料1

平成27年11月26日・27日  
岡垣町役場本館3階 大会議室

# 「介護予防・日常生活支援総合事業」 に関する説明会

芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町

# 目次

• はじめに	・・・ 2
• 遠賀郡内の状況	・・・ 3
• 地域支援事業の全体像	・・・ 5
• 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成	・・・ 6
• 介護サービスの利用の手続き	・・・ 7
• 福岡県介護保険広域連合における総合事業の具体的実施方法	・・・ 8
• 総合事業におけるサービスの位置付けについて	・・・ 9
• 総合事業への指定事業者制度の導入	・・・10
• 福岡県介護保険広域連合における事業所指定手続きについて	・・・11
• 総合事業における事業者指定とサービス提供	・・・12
• 総合事業への移行スケジュール	・・・15
• 福岡県介護保険広域連合におけるサービスの基準(参考)	・・・16
• 遠賀郡4町の緩和した基準によるサービス等提供内容	・・・17
• 指定事業所による総合事業の実施について(請求関係)	・・・18
• 利用上限額	・・・19
• サービスとケアマネジメントの関係	・・・20
• 総合事業に係るQ&A	・・・21

## はじめに

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう医療、介護、予防、生活支援及び住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が求められています。また一方では、高齢化の進展により見込まれる介護保険料の上昇を極力抑制しながら、介護保険制度を持続可能な制度にする必要があります。

総合事業は、これまで予防給付として全国一律に提供されてきた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について、市町村が多様な生活支援ニーズに応えるサービスを総合的に提供できる仕組みに見直すものです。併せて住民を初めとする多様な主体によるサービスを充実することにより、地域支え合い体制作りを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを目指します。

遠賀郡四町では、「まちぐるみの支え合い」の仕組みを進めるために、平成28年4月より総合事業へ移行し、緩和した基準によるサービスについては、四町同一内容で実施します。

# 遠賀郡内の状況①

人口、認定者数等の将来推計(遠賀郡四町合計)

		単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度	
総人口		人	97,051	96,352	95,659	95,050	94,461	92,603	88,705	
高齢者人口 (第1号被保険者)		人	26,648	27,687	28,434	29,123	29,706	30,577	30,386	
前期高齢者		人	13,685	14,506	14,819	15,029	15,124	15,259	12,732	
後期高齢者		人	12,963	13,181	13,615	14,094	14,582	15,318	17,654	
高齢化率		%	27.5	28.7	29.7	30.6	31.4	33.0	34.3	
40～64歳人口 (第2号被保険者数)		人	32,092	31,320	30,725	30,185	29,685	28,759	27,787	
要支援・要介護認定者数	調整後	要支援1	人	1,052	1,104	1,124	1,147	1,177	1,276	1,370
		要支援2	人	766	812	865	924	997	1,127	1,245
		要介護1	人	1,064	1,061	1,073	1,090	1,113	1,195	1,280
		要介護2	人	775	806	869	938	1,020	1,134	1,215
		要介護3	人	565	583	604	646	706	825	903
		要介護4	人	665	630	610	603	622	684	748
		要介護5	人	409	395	385	401	427	462	511
		合計	人	5,296	5,391	5,530	5,747	6,062	6,703	7,272
		認定率	%	19.9	19.5	19.4	19.7	20.4	21.9	23.9

福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画(第6期)

# 遠賀郡内の状況②

給付費以外は27年9月末の数字

	人口	65歳以上人口	75歳以上人口	高齢化率	介護認定率	H26給付費
芦屋町	14,566	4,166	2,092	28.6%	20.3%	13.1億円
水巻町	29,200	8,621	4,019	29.5%	20.2%	24.2億円
岡垣町	32,354	9,833	4,898	30.4%	19.3%	25.5億円
遠賀町	19,441	5,872	2,659	30.2%	16.6%	14.7億円

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
芦屋町	173	123	148	115	103	113	76	851
水巻町	428	285	320	218	182	207	117	1,757
岡垣町	400	307	383	251	192	209	137	1,879
遠賀町	174	129	206	149	111	112	92	973

第1号被保険者の要介護認定者数

# 地域支援事業の全体像

< 改正前 >

介護保険制度

< 改正後 >

【財源構成】

- 国 25%
- 都道府県 12.5%
- 市町村 12.5%
- 1号保険料 22%
- 2号保険料 28%

【財源構成】

- 国 39.0%
- 都道府県 19.5%
- 市町村 19.5%
- 1号保険料 22%

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

**介護予防事業**  
又は**介護予防・日常生活支援総合事業**

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

**包括的支援事業**

- 地域包括支援センターの運営
- ・ 介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

**任意事業**

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

改正前と同様

事業に移行

事業に移行

全市町村で実施

多様化

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

**新しい介護予防・日常生活支援総合事業**  
(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
  - ・ 訪問型サービス
  - ・ 通所型サービス
  - ・ 生活支援サービス(配食等)
  - ・ 介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

**包括的支援事業**

- 地域包括支援センターの運営 (左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
- **在宅医療・介護連携推進事業**
- **認知症施策推進事業**  
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- **生活支援体制整備事業**  
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

**任意事業**

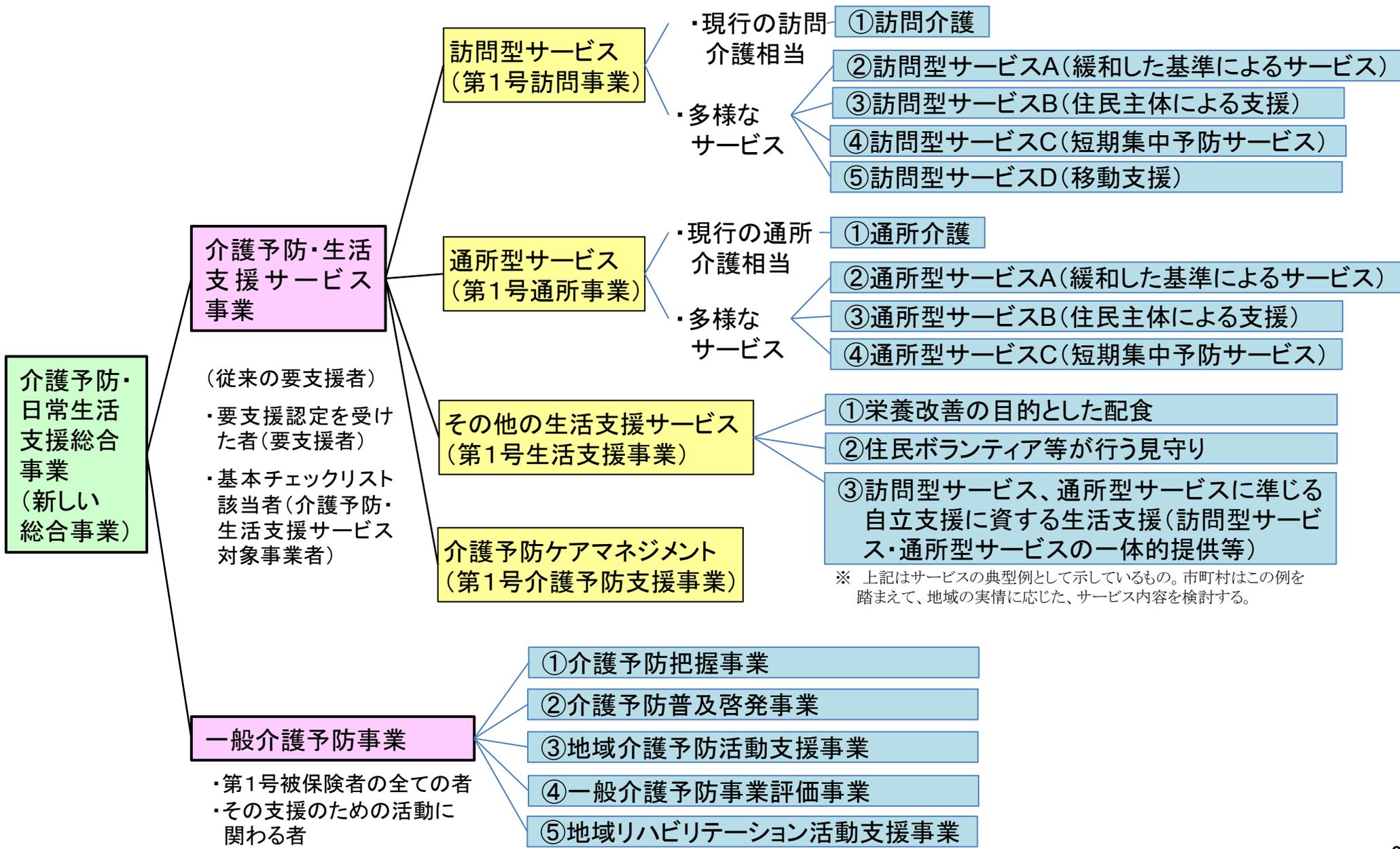
- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

充実

地域支援事業

※厚生労働省資料を一部改変

# 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

# 介護サービスの利用の手続き

※明らかに要介護1以上と判断できる場合  
 ※介護予防訪問看護等の利用が必要な場合

利用者

市町村の窓口相談

チェックリスト

要介護認定申請

認定調査

医師の意見書

要介護認定

要介護1  
 要介護5

居宅サービス計画

介護予防サービス計画

介護予防ケアマネジメント

要支援1  
 要支援2

非該当  
 (サービス事業対象者)

非該当となった場合でもサービス事業対象者となるにはチェックリストの実施が必要

サービス事業対象者

- 施設サービス
  - ・特別養護老人ホーム
  - ・介護老人保健施設
  - ・介護療養型医療施設

- 居宅サービス
  - ・訪問介護 ・訪問看護
  - ・通所介護 ・短期入所 など
- 地域密着型サービス
  - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - ・小規模多機能型居宅介護
  - ・夜間対応型訪問介護
  - ・認知症対応型共同生活介護 など

- 介護予防サービス
  - ・介護予防訪問看護
  - ・介護予防通所リハビリ
  - ・介護予防居宅療養管理指導 など
- 地域密着型介護予防サービス
  - ・介護予防小規模多機能型居宅介護
  - ・介護予防認知症対応型通所介護 など

- 介護予防・生活支援サービス事業
  - ・訪問型サービス
  - ・通所型サービス
  - ・生活支援サービス

- 一般介護予防事業  
 (※全ての高齢者が利用可)
  - ・介護予防普及啓発事業
  - ・地域介護予防活動支援事業
  - ・地域リハビリテーション活動支援事業など

介護給付

予防給付

総合事業

全国統一の様式・判定基準

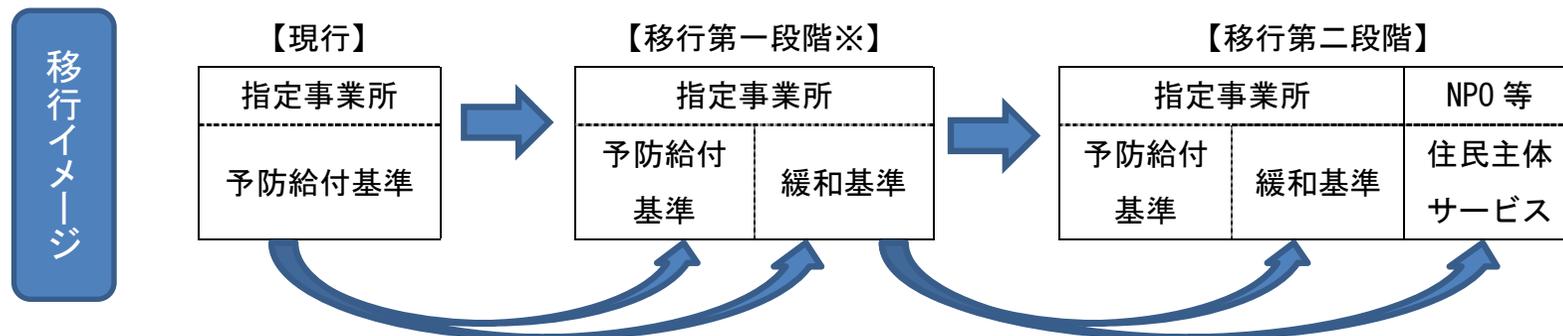
※明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合

# 福岡県介護保険広域連合における総合事業の具体的実施方法

① 現在の訪問介護・通所介護サービス利用者の利用状況を確認し、専門的サービスが必要なケースと必ずしも専門的サービスによらずに対応できるケースに分類する。

② 既存サービスを現行同様のサービスと緩和された基準によるサービスに分け、①で必ずしも専門的サービスによらずに対応できるケースを、緩和された基準のサービスへ移行する。

③ NPO等住民主体の生活支援サービスについては、サービス提供基盤が整った後に、緩和された基準のサービス利用者から移行する。



※事業対象者はこの段階から開始する。

- 指定事業所の予防給付基準・緩和基準によるサービス単価は広域連合で統一したものを設定し、事業所への支払事務を国保連合会に委託する。
- NPO等によるサービスの単価設定及び支払事務は市町村で行うことを基本とする。

# 総合事業におけるサービスの位置付けについて

利用者の心身の状況に応じ、本人の意向も踏まえた上で行った適切なケアマネジメントに基づき、適合したサービスを位置付ける。

【サービス位置付けのイメージ】

利用者の心身状況	サービス提供に当たり求められる専門性	想定されるサービス	専門性及びサービス量(時間・回数)判断主体
	高	現行相当サービス	地域包括支援センター
	中	緩和した基準によるサービス	
	低	住民主体による支援	

- ◆ 現在の介護予防訪問介護サービス、介護予防通所介護サービス受給者が全て一律に緩和した基準に移行するのではない。
- ◆ 新規の要支援者、事業対象者についても利用者の心身の状況に適合したサービスを位置付けることになる。
- ◆ 適合するサービス及びサービス量は、適切なケアマネジメントに基づき、地域包括支援センターが判断する。

【参考・緩和された基準によるサービス】

○ケアプランの様式、作成する書類等に変更なし。

○国保連合会へは緩和された基準によるサービスのコードを入力し、現在同様に伝送。

# 総合事業への指定事業者制度の導入

- 市町村の総合事業の実施方法として、事業者への委託等のほか、予防給付と同様の指定事業者制を導入
  - ・施行時には、原則、都道府県が指定している予防給付の事業者（訪問介護・通所介護）を、市町村の総合事業の指定事業者とみなす経過措置を講じる

## ＜介護予防給付の仕組み＞

- ・指定介護予防事業者（都道府県が指定）
- ・介護報酬（全国一律）
- ・国保連に審査・支払いを委託

訪問介護・通所介護

## ＜新しい総合事業の仕組み＞

### ①指定事業者による方法（給付の仕組みと同様）

- ・指定事業者（市町村が指定）
- ・単価は市町村が独自に設定
- ・国保連に審査・支払いの委託が可能

### ②その他の方法

- ・事業者への委託、事業者への補助、市町村による直接実施
- ・委託費等は市町村が独自に設定  
（利用者1人当たりにかかる費用が、国が定める上限単価を上回らないように設定）

（必要な方への専門的なサービス提供等）

- ・ケアマネジメントを通じて、専門的なサービスを必要とする方に対しては、既存の介護事業者等も活用して、専門的なサービスを提供
- ・専門的なサービスの利用と併せて、市町村を中心とした支え合いの体制づくりを進めることで、ボランティア、NPOなどの多様なサービスの提供を推進
- ・国としては、専門的なサービスについてふさわしい単価設定を行うことなど市町村の取組を支援

# 福岡県介護保険広域連合における事業所指定手続きについて

## ■平成27年3月31日以前に福岡県から指定を受けている事業所■

サービス内容	指定を希望する場合	指定を希望しない場合
現行サービス相当 (相当サービス)	手続き不要(みなし事業所)	指定辞退届出書の提出
緩和した基準によるサービス (A型サービス)	指定申請書+付表	不要

○遠賀郡内の各町の地域包括支援センターに書類を提出

## ■平成27年4月1日以降に福岡県から指定を受ける事業所■

サービス内容	指定を希望する場合	指定を希望しない場合
現行サービス相当 (相当サービス)	福岡県に提出した指定申請書類一式(写し) +指定申請書+付表	不要
緩和した基準によるサービス (A型サービス)	福岡県に提出した指定申請書類一式(写し) +指定申請書+付表	不要

○遠賀郡内の各町の地域包括支援センターに書類を提出

【参考・緩和した基準によるサービスの単価について】

○訪問型サービスA 818単位(月額)・加算減算なし

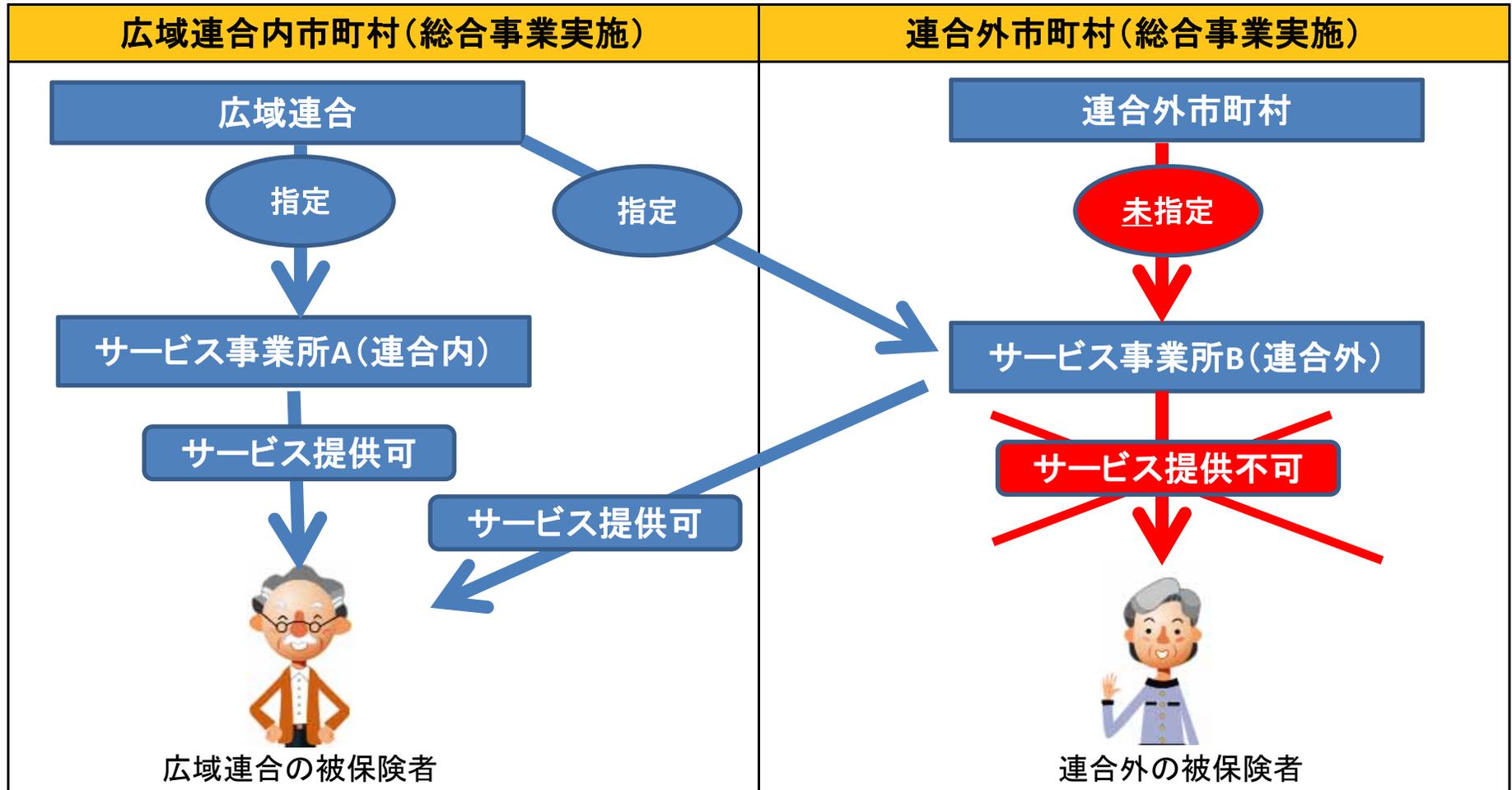
○通所型サービスA 1,153単位(月額)・加算減算なし

※現行サービス(相当サービス)は現行の介護予防サービスのとおり

問い合わせ先  
福岡県介護保険広域連合 育成指導係  
電話 092-643-7055

# 総合事業における事業者指定とサービス提供

相当サービス・緩和した基準によるサービスを事業者指定により実施する場合のサービス提供の可否



- サービスの提供は事業実施市町村の指定を受ける必要がある。連合外に所在する事業所の指定も可能。
- みなし事業所の場合、相当サービスの提供は可能だが、緩和した基準によるサービスは別途指定が必要。

受付番号

介護予防・生活支援サービス事業所 指定申請書

福岡県介護保険広域連合長 殿

平成 年 月 日

申請者 所在地 申請者 名称 印

介護予防・生活支援サービス事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号

申請者	フリガナ 名称					
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 ー ) 県 郡市 (ビルの名称等)			
	連絡先		電話番号	FAX番号		
	法人の種別		法人所轄庁			
	代表者の職名・氏名・生年月日		職名	フリガナ 氏名	生年月日	
指定を受けようとする事業所の種類	代表者の住所		(郵便番号 ー ) 県 郡市 (ビルの名称等)			
	フリガナ 名称					
	事業所等の所在地		(郵便番号 ー ) 県 郡市 (ビルの名称等)			
	同一所在地において行う事業の種類		実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	様式
	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス (第1号訪問事業)	介護予防訪問介護相当サービス			付表1
訪問型サービスA(緩和された基準によるサービス)					〃	
通所型サービス (第1号通所事業)		介護予防通所介護相当サービス			付表2	
		通所型サービスA(緩和された基準によるサービス)			〃	
介護保険事業所番号		..... (既に指定を受けている場合)				
指定を受けている他市町村名		.....				
医療機関コード等		.....				
記入担当者名		連絡先				

- 備考1 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「O」を記入してください。
- 5 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、指定事業者として指定された年月日を記載してください。
- 7 「指定を受けている他市町村名」は、広域連合構成市町村以外の市町村の被保険者が利用している場合にその広域連合構成市町村以外の市町村名を記入してください。複数ある場合は、すべての市町村名を記入してください。
- 8 保険医療機関、保健薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

付表1

訪問事業の指定に係る記載事項

受付番号												
事業所	フリガナ											
	名称											
	所在地	(郵便番号 - ) 福岡県 郡市 区 (ビルの名称等)										
	直通連絡先	電話番号				FAX番号						
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文 第 条 第 項 第 号												
管理者	フリガナ	(郵便番号 - )										
	氏名	住所										
	生年月日											
	当該訪問介護事業所で兼務する他の職種(兼務の場合記入)											
兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設(兼務の場合記入)				事業所等名称 兼務する職種 及び勤務時間等								
利用者数		人 (前3ヶ月の平均値、新規の場合は推定数を記入)										
		要介護者		人		要支援者		人				
サービス提供 責任者	フリガナ	住所 (郵便番号 - )										
	氏名											
	フリガナ	住所 (郵便番号 - )										
	氏名											
	フリガナ	住所 (郵便番号 - )										
従業員	訪問介護員等											
	専従 兼務											
	常勤(人)											
	非常勤(人)											
	常勤換算後の人数(人)											
基準上の必要人数(人)												
適合の可否												
主な揭示事項	営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日		
	営業時間	平日		~		土曜		~		日・祝 ~		
	訪問介護サービス対応時間	対応日		対応時間								
	利用料	法定代理受領分 法定代理受領分以外										
	その他の費用											
	通常の事業実施地域	①	②	③	④	⑤						
	添付書類	備考										

備考 1 「受付番号」「基準上の必要人数」「適合の可否」欄には、記入しないでください。  
2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別業に記載した書類を添付してください。

付表2

通所事業の指定に係る記載事項

受付番号												
事業所	フリガナ											
	名称											
	所在地	(郵便番号 - ) 福岡県 郡市 区 (ビルの名称等)										
	直通連絡先	電話番号				FAX番号						
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文 第 条 第 項 第 号												
管理者	フリガナ	(郵便番号 - )										
	氏名	住所										
	生年月日											
	当該通所介護事務所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)											
兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設(兼務の場合のみ記入)				事業所等名称 兼務する職種 及び勤務時間等								
実施単位数		単位		同時に通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限						人		
単位別従業員			生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員			
			専従 兼務		専従 兼務		専従 兼務		専従 兼務			
	常勤(人)											
	非常勤(人)											
基準上の必要人数(人)												
適合の可否												
食堂及び機能訓練室の合計面積				m <sup>2</sup>				基準上の必要数値		適合の可否		
				m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup> 以上				
主な揭示事項	定員	人										
	営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日		
	営業時間	平日		~		土曜		~		日・祝 ~		
	利用料	サービス提供時間 延長時間(時間延長サービスを行う場合のみ記入) 備考										
	その他の費用	法定代理受領分 法定代理受領分以外										
	通常の事業実施地域	①	②	③	④	⑤						
	添付書類	備考										

備考 1 「受付番号」「基準上の必要人数」「基準上の必要数値」「適合の可否」欄は記入しないでください。  
2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別業に記載した書類を添付してください。  
3 本事業所内で複数の単位を実施する場合にあっては、2単位目以降に係る利用定員及び単位別従業員の職種・員数については、別紙に記載し添付してください。



# 福岡県介護保険広域連合におけるサービスの基準(参考)

	①現行の介護予防訪問介護相当	②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※1 常勤・専従1以上</li> <li>・訪問介護員等 常勤換算2.5以上</li> </ul> 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※2</li> </ul> 【資格要件:介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 専従1以上</li> <li>・従事者 必要数</li> </ul> 【資格要件:介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問事業責任者 従事者のうち必要数【資格要件:従事者に同じ】</li> </ul> ※ 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>	
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> </ul> (現行の基準と同様)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> </ul> (現行の基準と同様)
	①現行の介護予防通所介護相当	②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 常勤・専従1以上</li> <li>・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上</li> <li>・介護職員 ～15人 専従1以上</li> <li>15人～ 利用者1人に専従0.2以上</li> </ul> (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練指導員 1以上</li> </ul> ※支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 専従1以上</li> <li>・従事者 ～15人 専従1以上</li> <li>15人～ 利用者1人に必要数</li> </ul> ※ 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・静養室・相談室・事務室</li> <li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・必要なその他の設備・備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・消火器の設置</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> </ul> (現行の基準と同様)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> </ul> (現行の基準と同様)

※事業所運営法人が広域連合に対して介護報酬返還金債務を負い、完済していない場合(分納等)は指定しない。

# 遠賀郡4町の緩和した基準によるサービス等提供内容

訪問型サービス		
基準	現行の訪問介護相当	緩和した基準によるサービス
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活援助</li> <li>・掃除・整理整頓</li> <li>・生活必需品の買い物</li> <li>・食事の準備や調理・片付け等</li> <li>○身体介護</li> <li>・入浴の介助等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活援助のみ</li> <li>・掃除・整理整頓</li> <li>・生活必需品の買い物</li> <li>・食事の準備や調理・片付け等</li> <li>※身体介護は原則対象になりません。</li> </ul>
提供時間	平均60分 (プランにより異なります)	1回45分以内 (プランにより異なります)
対象	要支援認定者 事業対象者	左記対象者のうち 週1回以下の訪問介護を必要とし、身体介護が必要である者や認知症及び精神症状を伴う者以外
単位 (回数)	訪問Ⅰ 1,168単位	週1回 818単位 加算・減算なし
	訪問Ⅱ 2,335単位	
	訪問Ⅲ 3,704単位	
対象にならないサービス	介護保険サービスと同様 ・本人以外の人にすることや日常生活上の家事の範囲を超えることは対象外 ・本人以外の家族のための家事 ・草むしり ・来客の応対 ・大掃除や家屋の修理など	

通所型サービス		
基準	現行の通所介護相当	緩和した基準によるサービス
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○体操(生活機能向上)</li> <li>○レクリエーション</li> <li>○食事(自費)</li> <li>○送迎</li> <li>○入浴</li> </ul>	<b>【必須項目】</b> ○体操(生活機能向上) ○レクリエーション ○送迎 <b>【任意項目】</b> ○食事(自費) ○入浴 (実費負担にすることも可)
提供時間	プランにより異なります	プランにより異なります
対象	要支援認定者 事業対象者	左記対象者のうち 週1回の通所サービスの利用が継続的に必要であり、通所サービスで入浴や排泄の介助が必要のない者
単位 (回数)	通所介護Ⅰ 1,647単位	週1回 1,153単位 加算・減算なし
	通所介護Ⅱ 3,377単位	

# 指定事業所による総合事業の実施について(請求関係)

指定訪問介護・通所介護事業所が総合事業の現行相当サービス、緩和された基準によるサービスを実施する場合の請求(国保連合会による審査・支払の場合)

## ■平成27年4月1日以降のサービス種類コード■

サービス種類	総合事業未移行の利用者	総合事業へ移行した利用者			
		現行相当サービス	みなし	独自※	緩和された基準によるサービス(A型)
訪問介護	61	現行相当サービス	みなし	A1	1,168単位
			独自※	A2	
				緩和された基準によるサービス(A型)	A3
通所介護	65	現行相当サービス	みなし	A5	1,647単位
			独自※	A6	
				緩和された基準によるサービス(A型)	A7

※平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所は「独自」のサービス種類コード(A2・A6)となる。

## ■事業所指定と請求との関係■

指定届出書	総合事業未移行者	総合事業移行者	
緩和した基準によるサービス 指定申請 <u>未提出</u> 事業所	請求可	現行相当サービス	請求可
		緩和された基準によるサービス	請求不可
みなし指定を <u>辞退</u> した事業所	請求可	請求不可	

# 利用上限額

利用者区分	サービス利用パターン例	ケアマネジメント代	支給限度額
事業対象者	事業(訪問介護)のみ	介護予防ケアマネジメント費	5,003単位
	事業(通所介護)のみ		
	事業(訪問介護+通所介護)		
要支援1	給付のみ	介護予防支援費	5,003単位
	給付+事業(訪問介護)		
	給付+事業(通所介護)		
	事業(訪問介護+通所介護)	介護予防ケアマネジメント費	
要支援2	給付のみ	介護予防支援費	10,473単位
	給付+事業(訪問介護)		
	給付+事業(通所介護)		
	事業(訪問介護と通所介護)	介護予防ケアマネジメント費	

事業: 訪問介護(現行相当サービス、緩和した基準によるサービス)

通所介護(現行相当サービス、緩和した基準によるサービス)

給付: 訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、訪問入浴介護、認知症対応型通所介護、福祉用具貸与

# サービスとケアマネジメントの関係

○サービス事業のみ利用の場合のケアマネジメント費(典型例として整理したもの)

利用するサービス	ケアプラン	給付管理票の作成・記入		サービス提供開始月	2月目(翌月)	3月目(翌々月)	4月目(3ヵ月後)	ケアマネジメント実施方法
現行相当 及び サービスA	作成	原則記入	サービス担当者会議	○	×	×	×	直接実施 委託
			モニタリング等	—(※1)	○(※1)	○(※1)	○(面接による) (※1)	
			報酬	4,300円 +初回加算 (※2)	4,300円	4,300円	4,300円	

(※1) 指定事業者のサービスを利用する場合には、給付管理票の作成が必要

(※2) 要支援者が認定の有効期間満了に伴い、総合事業のサービス事業利用に移行する場合、初回加算は算定できない。  
介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に移行した場合の介護予防支援の初回加算の算定については、過去2月以上当該地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合に、当該利用者に対して、介護予防サービス計画を作成した場合に限られる。

# 総合事業に係るQ&A

※回答の最後の( )は、関連ページです。

## ★訪問型サービス

- Q1 緩和された基準によるサービスの時間設定は何時間ですか。  
A1 国で定められた時間設定はありませんので、45分以内でケアプランに記載のサービスの内容を実施するために必要な時間としています。(P17)
- Q2 緩和された基準によるサービスは、従来の介護予防訪問介護相当サービスと全く同一と考えてよいか。  
A2 緩和された基準によるサービスは、介護保険に準ずる生活援助サービスの内容となっており、身体介護を除きます。(P17)
- Q3 緩和された基準によるサービスで、事業所での受入条件として曜日や時間帯、地域の指定を事業所側から行ってもいいですか。  
(例1) A地区 月曜日 13:30~15:30 B地区 木曜日 8:30~10:30  
(例2) 現行 火曜日 緩和 木曜日  
(例3) 現行 火・木曜日 緩和 火・金曜日の午前  
A3 いずれも○
- Q4 訪問型の緩和した基準によるサービス従事者の資格要件に「一定の研修受講者」とあるが、一定研修とはどのようなものか。  
A4 旧ヘルパー3級相当が想定されていますが、既に、実際には存在しない資格なので、事業所の内部研修でも可としています。(P16)
- Q5 初回加算はありますか。  
A5 ありません。緩和された基準によるサービスに加算はありません。(P11.P17)

# 総合事業に係るQ&A

## ★通所型サービス

- Q6 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当する利用者との合算で利用定員を定め、これとは別に緩和された基準によるサービスについては利用定員を定めるとあるが、1単位15名で県の指定を受けていた事業所が緩和された基準によるサービスを申請する場合、別途人員(無資格でも)が必要ですか。
- A6 そのとおり。(P16)
- Q7 1日のプログラムは、介護予防、通所介護と同じでいいですか。
- A7 必ずしも同じである必要はありませんが、同じとすることもできます。
- Q8 送迎加算など加算はありますか。
- A8 緩和された基準によるサービスに加算はありません。(P11.P17)
- Q9 緩和された基準によるサービスで、事業所での受入条件として曜日や時間帯、地域の指定を事業所側から行ってもいいですか。  
(例1) 現行 火曜日 緩和 木曜日  
(例2) 現行 火・木曜日 緩和 火・金曜日の午前
- A9 いずれも○ (資料：付表2-2)
- Q10 通所型の緩和した基準によるサービスの「従事者」の資格は特に必要ないですか。
- A10 ありません。(P16)
- Q11 北九州市等の広域連合外の地域密着型デイサービスの利用は可能ですか。
- A11 広域連合に属する市町村の住民は、広域連合外の地域密着型サービス事業者を利用することはできません。
- Q12 北九州市等の広域連合外の地域密着型デイサービスでの現行相当サービス及び緩和された基準によるサービスは、広域連合の指定を受けられるのですか
- A12 別事業所としての扱いとなりますので、広域連合の指定を受ければサービスの提供ができるものと考えられます。(P12)

# 総合事業に係るQ&A

## ★通所型サービス

Q13 現在、通所介護と予防通所介護を一体的に運営している事業所が、総合事業に移行し、通所介護、現行相当サービス、緩和した基準によるサービスを実施する場合、これまでどおり一体での運営は可能ですか

A13 可能です。むしろそれを前提にしています。

Q14 緩和した基準によるサービスは、「サービス提供責任者」又は「生活相談員」の設置は必要ですか。

A14 不要です。(P16)

Q15 同一建物送迎減算はありますか。

A15 ありません。総合事業に関して加算、減算はすべてありません。(P11. P17)

## ★訪問型・通所型サービス共通

Q16 緩和された基準によるサービスは、事業所として成り立たなければ実施しなくていいのですか。

A16 すべての事業所がしなくてはいけないというのではなく、実施可能な事業所が実施していただくようになります。

Q17 現行相当サービスと緩和された基準によるサービスのどちらのサービスを受けるかは、利用者が選択できるのですか。

A17 ケアマネジメントの中で適切なサービスを調整するようにします。(P7. P8. P9)

Q18 緩和された基準によるサービスの利用には、要支援認定が必要ですか。

A18 要支援認定が無くても、基本チェックリストで事業対象者になり、ケアプランで緩和された基準によるサービスの必要性が認められれば利用できます。(P7)

# 総合事業に係るQ&A

## ★その他

Q19 現行相当サービスを実施するためには、申請が必要ですか。

A19 指定介護事業所はみなし指定となるため、新規の申請は不要です。平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所は申請が必要です。(P11)

Q20 緩和された基準によるサービスに途中参入はできますか。

A20 28年4月の総合事業開始に向けて12月までの申請をお願いするものですが、基準を満たせばいつでも参入できます。(P11)

Q21 ケアプラン作成数について、要介護の利用者については、ケアマネ1名に対して35名までであり、予防給付の利用者については2分の1として数えてきたが、ケアマネジメントAの取り扱いはどのようになりますか。

A21 総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、報酬逡減制度が設けられていません。

Q22 申請時は、全員基本チェックリストをしますか。

A22 申請受付時に、要介護認定申請を行うか基本チェックリストを実施するかを、各町の地域包括センターや居宅介護支援事業所及び高齢者相談センター等で振り分けます。どのサービスを利用するかは、その後のケアマネジメントの中で決定していくこととなります。(P7) ※詳細は、平成28年1月19日(火)開催予定の居宅事業所向けの説明会で説明します。

Q23 現在利用している要支援者は、今のままサービスが継続されるのですか。

A23 認定更新時に、利用者の状態や利用するサービスにより、要介護認定申請又は基本チェックリストを行います。どのサービスを利用するかは、その後のケアマネジメントの中で決定していくこととなります。(P7)

Q24 事業対象者の有効期間は設定しないのですか。

A24 事業対象者の有効期間の設定はありません。状態が変化した時や希望するサービスが変化した場合は、要介護認定申請を行ってください。

Q25 事業対象者の計画期間はどのようになりますか。1年期間、1年評価が妥当ですか。

A25 現行に同じです。1年期間、1年評価が妥当です。

# 総合事業に係るQ & A

## ★その他

Q26 利用者負担はどのようなのですか。

A26 平成27年8月から利用者割合が所得によって1割もしくは2割となっています。総合事業も、相当サービス、緩和された基準によるサービスで指定事業所によるものについては、介護給付同様の負担割合です。

Q27 生活保護の方も総合事業に入るのですか。

A27 65歳以上であれば総合事業の対象となります。

Q28 給付制限がかかる人の総合事業に関する給付制限はありますか。

A28 ありません。

Q29 総合事業によるサービス(現行相当サービス及び緩和された基準によるサービス)の提供は介護予防給付とは異なるため、契約書及び重要事項説明書の変更及び取り直しが必要ですか。必要な場合は、重要事項説明書及び契約書の雛形はありますか。

A29 必要となります。サービス事業所により契約書等の内容が異なるため、雛形はありません。

Q30 更新ではなく認定期間内での総合事業への移行の場合、サービスの提供が介護保険から総合事業となるため、プラン変更と担当者会議を行う必要があると解釈していいですか。

A30 総合事業利用のためのアセスメントと位置付けの確認が必要であるため、介護保険での利用を評価した上で、総合事業での利用のための新しいケアプランと担当者会議が必要です。

# 問い合わせ先

## ○芦屋町地域包括支援センター

〒807-0198 遠賀郡芦屋町幸町2番20号

TEL 093-223-3536

FAX 093-222-2010

## ○水巻町地域包括支援センター

〒807-8501 遠賀郡水巻町頃末北1丁目1番1号

TEL 093-201-4321

FAX 093-202-8189

## ○岡垣町地域包括支援センター

〒811-4233 遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号

TEL 093-282-1211

FAX 093-282-1299

## ○遠賀町地域包括支援センター

〒811-4392 遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地

TEL 093-293-1234

FAX 093-293-0806